

## 本庄山村広場 使用許可申請書

本庄山村広場を使用したいので、次の通り申請します。なお、使用に際しては、使用許可条件の各項目を遵守します。

申請年月日		年 月 日	許可 第 号
申請者	住所		
	氏名		電話 ( )
団体名			
使用目的			
人数		市内 人、市外 人、合計 人	

使用年月日				使用時間		
年	月	日	曜日	午前・午後	時 分 ~ 時 分	時間
年	月	日	曜日	午前・午後	時 分 ~ 時 分	時間
年	月	日	曜日	午前・午後	時 分 ~ 時 分	時間
年	月	日	曜日	午前・午後	時 分 ~ 時 分	時間
年	月	日	曜日	午前・午後	時 分 ~ 時 分	時間
年	月	日	曜日	午前・午後	時 分 ~ 時 分	時間
年	月	日	曜日	午前・午後	時 分 ~ 時 分	時間
年	月	日	曜日	午前・午後	時 分 ~ 時 分	時間
年	月	日	曜日	午前・午後	時 分 ~ 時 分	時間
年	月	日	曜日	午前・午後	時 分 ~ 時 分	時間

備考	収 受 印	
----	-------------	--

※コピーを管理者保管

## 本庄山村広場 使用許可条件

- (1) 許可を受けた目的以外に使用し、または、使用者の権利を転貸しないこと。
- (2) 山村広場内に諸車を乗り入れないこと。
- (3) 許可された使用時間を遵守すること。
- (4) 喫煙は定められた場所（東屋1か所のみ）を厳守すること。
- (5) 騒音を出したり暴力を用いるなど、他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (6) 使用中第三者に損害を与えた場合、使用者が責任をとること。
- (7) 使用後はグラウンドやトイレを良好な状態に復し、使用備品は所定の場所に返却すること。
- (8) 退場の際は次の各項を厳守のこと。
  - ① 使用中に発生したゴミは持ち帰る。
  - ② グラウンド及びトイレの水道栓が確実に閉まっているか確認する。
  - ③ 倉庫及び門扉に鍵をかける。
- (9) 鍵を管理者に返却する際に、所定の報告書を提出すること。
- (10) 施設や備品を破損した時は遅滞なく管理者に報告し、管理者の指示により弁償すること。
- (11) 上記の使用許可条件に違反した場合は、その後の使用を制限することがある。

管理者 滋賀県長浜市常喜町 500-1  
西黒田ふるさと振興会議  
事務局：西黒田まちづくりセンター内  
電話 0749-62-0381